

自動車の回送運行の許可事務等の取扱要領

| | | | | |
|----|-------|-----|-----|-----------|
| | 平成18年 | 3月 | 1日 | 府運車安第132号 |
| 改正 | 平成19年 | 8月 | 29日 | 府運車安第531号 |
| 改正 | 平成27年 | 3月 | 27日 | 府運車安第112号 |
| 改正 | 平成28年 | 4月 | 1日 | 府運車安第117号 |
| 改正 | 平成28年 | 6月 | 1日 | 府運車安第189号 |
| 改正 | 平成29年 | 11月 | 1日 | 府運車安第450号 |
| 改正 | 令和2年 | 12月 | 24日 | 府運車安第646号 |
| 改正 | 令和4年 | 3月 | 31日 | 府運車安第203号 |

第一章 総則

(目的)

第1条 この要領は、沖縄総合事務局における自動車の回送運行の許可等に関する事務の取扱いを定め、適正、かつ、能率的な実施の確保を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 道路運送車両法（以下「法」という。）第36条の2（法第73条第2項において準用する場合を含む。）の許可（以下「許可」という。）、回送運行許可証（以下「許可証」という。）の交付並びに回送運行許可番号標（以下「番号標」という。）の貸与に関する事務及び道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第26条の5の規定に基づく回送運行許可番号標の後面表示省略に関する事務の取扱いは、法令及び通達に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第二章 回送運行の許可

(書類の提出と交付)

第3条 許可を受けようとする者は、沖縄総合事務局長（以下「局長」という。）に対し、「回送運行許可申請書」（第1号様式）（以下「許可申請書」という。）正本1通を営業所の所在地を管轄する陸運事務所長、宮古運輸事務所長又は八重山運輸事務所長（以下「所長」という。）を經由して提出しなければならない。

2 前項の営業所とは、沖縄総合事務局管内に営業所が2ヶ所以上あり、各営業所の業態が同一の場合は主たる営業所をいい、また、各営業所の業態が異なる場合はそれぞれの営業所をいう。この場合、営業所の所在地が同一であっても同様である（以下「営業所」

という。)

- 3 引き続き許可を受けようとする者にあつては、現に許可を受けている期間の終期日の2ヶ月前までに第1項の許可申請書(正本1通)を提出しなければならない。

(許可申請書に添付する書面)

第4条 前条第1項の許可申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- (1) 商業登記簿の謄本又は現在・履歴事項全部証明書(個人にあつては、住民票の写し(個人番号の記載のないもの))で、前条第1項の所長へ許可申請を行った日から遡って3ヵ月以内に発行されたもの。

- (2) 法令、通達及びこの要領の定めを遵守して回送運行を行うことの書面

イ 回送運行業務に携わる者(以下「運転者等」という。)に対する次の書面

① 「運転者等に対する法令関係の研修実施状況」(第2号様式)

② 「運転者等に対する法令関係の研修実施計画」(第3号様式)

ロ 次の各項目を規定した社内取扱内規を記載した書面

① 許可証及び番号標(以下「許可証等」という。)管理責任者(以下「管理責任者」という。)の選任及び職務に関すること。

② 管理責任者の代務者の選任及び職務に関すること。(管理責任者の代務者を選任しない場合は不要。)

③ 許可証等取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)の選任及び職務に関すること。(営業所が1ヵ所で取扱責任者を選任しない場合は不要。)

④ 取扱責任者の代務者の選任及び職務に関すること。(取扱責任者又はその代務者を選任しない場合は不要。)

⑤ 許可証等の保管方法及び使用手続きに関すること。

⑥ 運転者等の服務等に関すること。

⑦ 許可証等を紛失した場合等の対処の方法に関すること。

⑧ 運転者等に対する研修に関すること。

⑨ 許可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所の変更等に伴う届出に関すること。

⑩ 帳簿等の保存に関すること。

⑪ 内規の実施日等に関すること。

- (3) 許可証等を適切に管理することの書面

管理責任者、取扱責任者及びこれらの代務者(以下「管理責任者等」という。)の配置計画を記載した「管理責任者等の営業所への配置計画」(第4号様式)

- (4) 自動車の製作、販売、陸送又は特定整備を業とすることの書面

イ 自動車の製作を業とする者

一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車車体工業会若しくは一般社団法人日本建設機械工業会が証明した「自動車の製作を業とする者の関係団体

の会員であることの書面」(第5号様式)又はその他の自動車の製作を業とする者であることを確認できる書面

ロ 自動車の販売を業とする者

- ① 新車の販売にあつては、メーカーが証明した「新車の販売を業とする者であることのメーカーの証明書」(第6号様式)又はその他の新車の販売を業とする者であることを確認できる書面
- ② 中古車の販売を業とする者にあつては、沖縄県の中古自動車販売商工組合若しくは中古自動車販売協会が証明した「中古車の販売を業とする者又は、輸入車の販売を業とする者の関係団体の会員であることの書面」(第7号様式)又は沖縄県の公安委員会の発行する古物営業許可証の写し
- ③ 輸入車の販売を業とする者にあつては、日本自動車輸入組合若しくは外国自動車輸入協同組合が証明した「中古車の販売を業とする者又は、輸入車の販売を業とする者の関係団体の会員であることの書面」(第7号様式)又はその他の輸入車の販売を業とすることを確認できる書面

ハ 陸送を業とする者

- ① 貨物自動車運送事業法、貨物利用運送事業法に基づく事業者(以下「運送事業者」という。)にあつては、当該事業に係る許可書等の写しの他、次のいずれかの書面
 - ・回送委託契約書の写し
 - ・一般社団法人日本陸送協会が証明した「自動車の陸送を業とする者の関係団体の会員であることの書面」(第8号様式)
- ② 港湾運送事業法に基づく事業を行う者で陸送を業とする者(以下「港湾運送事業者」という。)にあつては、当該事業に係る許可書等の写しの他に次のいずれかの書面
 - ・回送委託契約書の写し
 - ・一般社団法人日本陸送協会が証明した「自動車の陸送を業とする者の関係団体の会員であることの書面」(第8号様式)
- ③ ①及び②以外の陸送を業とする者にあつては、次のいずれかの書面
 - ・回送委託契約書の写し
 - ・一般社団法人日本陸送協会が証明した「自動車の陸送を業とする者の関係団体の会員であることの書面」(第8号様式)
 - ・陸送を業とする者であることを確認できる書面

ニ 特定整備を業とする者

特定整備を業とする者にあつては、一般社団法人沖縄県自動車整備振興会の会員であることの書面(第8号様式の2)又は法第78条に規定する自動車特定整備事業の認証を受けたことを証する書面の写し若しくは法第94条の2第1項の指定自

自動車整備事業の指定を受けたことを証する書面の写し

(5) 自動車の製作、販売、陸送又は特定整備の実績等を証する書面

イ 前号の自動車の製作、販売又は陸送を業とする者の関係団体の会員であることの書面又はメーカーの証明書により実績等が証明されている者以外は次の書面。この場合、製作又は陸送を業とする者であって新たな申請で実績のない場合は、向こう3ヶ月間の計画数とする。

① 「最近3ヶ月間の自動車製作、販売又は陸送実績（又は計画）を記載した書面」（第9号様式）

② 「回送運行許可申請に関する事実を証する書面及び申立書」（第9号様式の2）

ロ 陸送を業とする者にあつては、イの書面のほか、次の書面。

① 「回送業務に従事する運転者名簿」（第10号様式）

② 「回送委託者一覧表」（第11号様式）

③ 専ら自動車を積載する事業用自動車（以下「車載車」という。）を有する場合にあつては、その自動車登録番号を記載した「車載車一覧表」（第12号様式）

ハ 特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が法第59条の新規検査、第62条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら特定整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら特定整備した自動車の車検のため陸運事務所、宮古運輸事務所、八重山運輸事務所又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。）が7台以上あること（2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること）を証する書面（第12号様式の2。以下「運行実績を証する書面」という。）。

ただし、前号の一般社団法人沖縄県自動車整備振興会の会員であることの書面により実績等が証明されている者にあつては運行実績を証する書面（第12号様式の2）の添付を要しない。

（承継等）

第5条 法人の分割又は相続により許可に係る業を承継し、引き続き回送運行を行おうとする者は、遅滞なく第3条第1項の許可申請を行わなければならない。この場合において、前条の書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

(1) 法人の分割にあつては、その事実を証する分割契約書又は分割計画書

(2) 相続にあつては、戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書等相続の事実を確認できる書面

2 前項の許可申請を行った場合においては、当該許可申請について許可又は許可をしない旨の通知を受ける日までは、許可を受けているものとみなす。

(許 可)

第6条 所長は、第3条に係る許可申請書の提出があったときは、次の各号に掲げる事項に適合しているかについて審査を行い、適合すると認められたものにおいて局長へ進達すること。

- (1) 法令、通達及びこの要領の定めを遵守して回送自動車を運行の用に供すると認められること。
- (2) 許可証等を適切に管理すると認められること。
- (3) 自動車の製作、販売、陸送又は特定整備を業とする者であること。
- (4) 特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に自動車整備事業に関して「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け国自整第126号）」に基づく行政処分を受けていないこと。
- (5) 次項の許可基準に適合していること。
- (6) その他必要と認められる事項

2 許可の基準は、別表1に定めるところによる。ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められるときは、実情に応じて判断することとする。

3 許可の有効期間は5年とする。ただし、必要によりこれを短縮することができる。

4 許可を行う場合には、以下の条件を付すものとする。

- (1) 法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
- (2) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を定め、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した記録簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、所長の求めに応じて提示できるようにすること。
- (3) 自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、所長の求めに応じて提示できるようにすること。
- (4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。
- (5) 回送運行に関する業務について、沖縄総合事務局長が定めた様式により、前年度

末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。

- (6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。）の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ沖縄総合事務局長に返納すること。

なお、上記のほかに条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けたものに不当な義務を課することとならないものとする。

- 5 許可の番号及び有効期間は終期日は、次表の区分による。この場合、過去に許可を受けた者の遡及措置が可能であり、かつ、同一の管轄及び業態で許可を受けた場合には、同一許可番号を付与する。

【許可番号一覧】

| 管轄 \ 業態 | 新車販売業 | 中古車販売業 | その他 |
|------------------|----------------|-------------------|--------------|
| 沖縄総合事務局 陸運事務所 | 沖 1～沖 99 | 沖 100～沖 999 | 沖 1000～ |
| ” 宮古運輸事務所 | 宮 1～宮 99 | 宮 100～宮 999 | 宮 1000～ |
| ” 八重山運輸事務所 | 八重 1～ 八重 99 | 八重 100～ 八重 999 | 八重 1000 ～ |

例：沖縄総合事務局回送運行許可 第沖9999号

【有効期間の終期日】

| 業態 | 終期日 |
|-------|-------|
| 新車販売 | 12月9日 |
| 中古車販売 | 6月9日 |
| 陸送 | 12月9日 |
| 特定整備 | 12月9日 |

なお、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長から提出された許可申請書に対する有効期間の終期日は、業態に関係なく12月9日とする。

(許可しない場合)

第7条 前条第1項において許可申請書を審査した結果、同項の各号に適合していない場合は許可しない。

(許可書の交付等)

第8条 局長は、第6条の規定により許可をしたときは、「許可書」(第14号様式)及び「回送運行許可台帳及び回送運行許可証等交付台帳」(第15号様式及び第15号様式の2)(以下「許可台帳」という。)を作成する。

2 前項に基づき作成された許可書は、局長から第6条第1項に基づき進達のあった所長へ返付され、許可を受けた者に交付する。その際には、許可を受けた者に対し、回送運行が適正に行われるよう指導する。

3 許可書には、第6条第4項各号に掲げる条件を記載すること。

(回送の目的)

第9条 法第36条の2第6項の回送の目的は、申請者が行おうとしている回送運行について審査し、次に掲げるもののうちから適当と思われるものを記載するものとする。

(1) 製作(架装を含む)を業とする者

- イ 当社の製作工場とテストコースとの間の回送
- ロ 当社の製作工場と車体架装工場との間の回送
- ハ 当社の製作工場から自動車置場までの回送

(2) 陸送を業とする者

当社が回送を委託された自動車の委託者の指示する場所間の回送

(3) 販売を業とする者

- イ 当社の自動車の仕入先から営業所までの回送及び自動車を納品するための回送
- ロ 当社の自動車の自動車置場、車体架装工場、改造作業工場及び整備工場と営業所との間の回送
- ハ 当社の自動車の展示又は顧客への提示のための営業所と展示場所又は顧客所在地との間の回送
- ニ 当社の自動車の仕入れ又は販売に伴って必要となる車検、登録又は封印のための回送
- ホ 当社の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送

(4) 特定整備を業とする者

- イ 車検のために自ら特定整備しようとする自動車の引取りのための回送
- ロ 車検のために自ら特定整備した自動車の引渡しのための回送
- ハ 自ら特定整備した自動車の車検のため車検場までの回送

(回送の目的の追加)

第10条 許可を受けた者が、許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合、所長にその旨を記載した申請書（以下「目的の追加申請書」という。）（第15号様式の3）を営業所毎に提出するものとする（製作、陸送及び販売を業とする者に係る回送の目的に特定整備を業とする者に係る回送の目的を追加する場合又は特定整備を業とする者に係る回送の目的に製作、陸送及び販売を業とする者に係る回送の目的を追加する場合に限る。）。

上記申請があった場合は、第6条各号に適合しているか審査し、適合すると認める場合は、一の営業所につき一枚の回送運行許可証に限り、追加しようとする回送の目的を訂正等の方法により記載するものとする。

2 目的の追加申請書には、回送の目的の追加にかかる第4条（4）及び（5）の書面を添付等しなければならない。

第三章 回送運行許可業者の管理体制

(社内取扱内規の作成)

第11条 許可を受けた者は、回送運行の適正な実施の確保を図るため、第4条第2号口の各項目を規定した社内取扱内規を作成しなければならない。また、状況の変化等により業務の実態に適合しなくなったときは、すみやかに改正しなければならない。

(管理責任者等の選任)

第12条 許可を受けた者は、許可証等の管理を行うほか、回送運行を行う自動車が保安基準に適合していることの確認体制の構築並びに運転者等に対する教育、指導及び監督に関する事項を処理させるため、管理責任者を選任しなければならない。

2 許可を受けた者は、主たる営業所以外の営業所に許可証等を配置したときは、許可証等の管理、回送運行を行う自動車が保安基準に適合していることの確認体制の構築等を行わせるため、営業所ごとに取扱責任者を選任しなければならない。

3 許可を受けた者は、管理責任者及び取扱責任者が不在等の場合にその職務を代行させるため、営業所ごとに管理責任者又は取扱責任者の代務者を選任することができる。

4 許可を受けた者は、管理責任者等を選任又は変更したときは、「管理責任者等名簿」（第16号様式）を作成し、所定の事項を記録しなければならない。

(確認者等の選任)

第13条 許可を受けた者は、回送運行を行う自動車が保安基準に適合していることの確認並びに運転者に対する教育、指導及び監督に関する事項を処理させるため、営業所ごとに確認者を選任することができる。

- 2 許可を受けた者は、確認者を選任した場合、確認者が不在等の際に処理しなければならない業務をさせるため、確認者の代務者を選任することができる。
- 3 確認者及び確認者の代務者を選任し、又は変更したときは、「管理責任者等名簿」（第16号様式）に所定の事項を記録しなければならない。

（運転者台帳）

第14条 許可を受けた陸送を業とする者は、営業所ごとに「回送業務従事運転者台帳」（第17号様式）（以下「運転者台帳」という。）を備え付け、これに所定の事項を記録しなければならない。

（研修）

第15条 許可を受けた者は、法令等を遵守して回送運行を行うため、運転者等に対して、少なくとも年1回以上法令等の研修、その他必要な事項を実施しなければならない。

- 2 前項の研修、その他必要な事項を実施したときは、「研修等実施記録簿」（第18号様式）を設け、これに実施日、研修内容、研修を受けた者等を記録しなければならない。

第四章 許可証の交付及び番号標の貸与

（許可証の交付等の申請）

第16条 許可を受けた者は、許可証の交付及び番号標の貸与（以下「許可証の交付等」という。）を受けようとするときは、営業所を管轄する所長に対し、「回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与申請書」（第19号様式）（以下「交付等申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 前項の交付等申請書には、「回送運行許可証の交付及び番号標の貸与表（ヶ月）」（第20号様式）及び「実績等計画書」（第21号様式）（許可証の交付枚数が1枚である場合は不要。）、特定整備を業とする者については、営業所毎に「回送運行許可証の交付及び番号標の貸与標（ヶ月）」（第20号様式）及び第4条（4）二又は（5）ハの書面を添付等しなければならない。

（保険証の提示）

第17条 前条第1項の申請をするときは、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証」という。）を提示しなければならない。

- 2 前項の保険証の保険期間は、許可の有効期間に相当する期間を充足し、かつ、自動車の種別が回送する車両に対応するものでなければならない。

この場合、保険証の「自動車の種別」欄に「商品小二、商品軽（対）又は商品軽（外）」と記載されているものは、当該保険証は軽自動車以外の三輪以上の自動車には有効でな

い。

3 第1項の保険証の提示は、保険契約を締結している旨の保険会社からの証明書を添付して提出することにより、これに代えることができる。

4 次条第3項の検認時に保険証を提示する場合は、前条第1項の申請時には当該保険証の写しを添付しなければならない。

(許可証の交付等)

第18条 所長は、交付等申請書の提出があったときは、次に掲げる事項について審査し、これに適合しているものについて許可証の交付等を行う。

- (1) 回送の目的が第9条の規定の範囲内であること。
- (2) 特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に自動車整備事業に関して「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け国自整第126号）」に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 許可証の交付等の枚（組）数が次項の基準に適合していること。
- (4) 前条の保険証等の書面の提示又は提出がされていること。
- (5) 手数料が納付されていること。
- (6) その他必要と認められること。

2 許可証の交付等の枚（組）数は、別表2「許可番号標の貸与基準」による。ただし、所長が離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められるときは、実情に応じて判断することとする。

3 所長は、許可証の交付等を行うときは、許可を受けた者に対して次の書類等の検認を行うこと。

- (1) 第13条第2項に規定する研修等実施記録簿
- (2) 第21条第2項に規定する番号標台帳
- (3) 第24条第1項に規定する管理簿
- (4) 同じ番号標を引き続き貸与するものにあつては、当該番号標
- (5) 前条第4項の規定に基づき保険証の写しを添付するものにあつては、当該保険証
- (6) その他、所長が検認に必要なものと判断した書類

4 所長は、前項の検認の結果、不備なところがあればこれを指導するとともに、回送運行の適正な実施が確保されていないと判断した場合は、後日、第33条に基づく調査を行うこと。

また、番号標について、使用に耐えないものを確認した場合、その事由を確認し、第29条第2項の規定に基づく指導を行うこと。

(許可証の記載事項)

第19条 許可証には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 許可の有効期間
- (2) 回送の目的
- (3) 当該許可証に係る番号標の番号
- (4) 交付を受ける者の氏名又は名称及び住所
- (5) 営業所の名称及び所在地
- (6) 交付番号及び交付年月日
- (7) 許可の番号を備考欄に「沖縄総合事務局長許可第 号」と記載する。
- (8) 検査対象軽自動車及び小型二輪車については、当該自動車に限定する旨を備考欄に記載すること。記入例：「軽自動車又は二輪車に限る」

(許可証の交付等をしない場合)

第20条 所長は、第18条第1項において交付等申請書を審査した結果、同項各号に適合しない場合は許可証の交付等を行わない。

(許可証に記載する許可の有効期間)

第21条 許可証に記載する許可の有効期間の終期日は、第6条第3項の許可の有効期間の末日とする。

(許可証等の返納)

第22条 許可を受けた者は、次の各号の一に該当することとなったときは、その日から五日以内に交付を受けている許可証等を所長に返納しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。ただし、引き続き許可証の交付等の申請中の場合にあつては、番号標は返納されたものとみなす。
- (2) 法第36条の2第8項に基づき許可証等の全部若しくは一部の返納を命じられたとき又は許可を取り消されたとき。

2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当するときは、第30条の届出書に添えてすみやかに許可証等を返納しなければならない。

- (1) 許可を受けた業又は営業所を廃止したとき。
- (2) 特定整備を業とする者にあつては、法第93条の認証の取り消しを受けたとき。
- (3) その他返納事由が生じたとき。

(許可証等の保管)

第23条 許可証の交付等を受けた者は、許可証等を無断使用、き損、紛失及び盗難等がないように厳重に保管しなければならない。

- 2 許可を受けた者は、「回送運行許可番号標台帳」（第22号様式）（以下「番号標台帳」という。）を設け、貸与を受けた番号標に係る所定の事項を記録しなければならない。

（保安基準の確認）

第24条 許可を受けた者は、回送自動車保安基準に適合していなければ運行の用に供してはならない。

- 2 前項の保安基準の適合の確認は、運転者又は第13条の確認者が行わなければならない。

（許可証等の使用）

第25条 管理責任者等は、回送自動車を運行しようとする者に許可証等を使用させるときは、次に掲げる各事項に該当することを確認しなければならない。

- (1) 前条第2項の確認が行われていること。
- (2) 使用者が自己の営業所の者であること。この場合、陸送を業とする者にあつては自己の営業所の者であり、かつ、第14条の運転者台帳に記載されている者であること。
- (3) 回送の目的が許可証に記載されているものであること。
- (4) 使用の期間が適正であること。

（許可証等管理簿）

第26条 管理責任者等は、「回送運行許可証及び回送運行許可番号標管理簿」（第23号様式）（以下「管理簿」という。）を設け、許可証等を使用させるとき及び返納があつたときは、これに記録しなければならない。また、第32条の届出に基づく回送運行を行った際には、その旨記録しなければならない。

- 2 前項の管理簿は、管理責任者等の管理のもとで、パソコン等を使用して作成したファイルを含むものとする。

（運転者等の遵守事項）

第27条 回送自動車を運行しようとする者は、次に掲げる事項を遵守して許可証等を使用しなければならない。

- (1) 番号標は、自動車の前面及び後面（2輪車、3輪車及び前面の番号標を省略できる大型特殊自動車にあつては後面。なお、第32条の規定に基づく後面表示省略を行う車両の場合は第34条によるものとする）であつて、当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置、方法により表示をしていること。

- (2) 許可証は、回送自動車の前面の見やすい位置に表示すること。ただし、前面ガラスの無いものにあつては、適宜の方法により前面に表示すること。
- (3) 保険証を備え付けること。
- (4) 回送自動車から離れるときは、許可証等の紛失、盗難がないよう留意すること。
- (5) 回送自動車の運行を終了したときは、すみやかに許可証等を管理責任者等に返納すること。

(紛失等の届出)

第28条 許可証等を紛失、盗難（以下「紛失等」という。）又はき損した者は、管理責任者等に報告するとともに、紛失等の場合は、警察署長に届け出なければならない。

- 2 許可を受けた者は、前項の事由があつたときは、「回送運行許可証・回送運行許可番号標紛失届」（第24号様式）をすみやかに所長へ提出しなければならない。
- 3 所長は、届出のあつた日から一ヶ月を経過しても番号標が発見されないときは、当該番号標について無効とした旨を公示するものとし、その公示期間は一ヶ月間とする。
- 4 第2項の届け出をする際に、届出にかかる許可証等が存するときは、返納しなければならない。
- 5 許可を受けた者は、番号標を紛失等、又は過失によりき損したときは、現物をもって弁償しなければならない。
- 6 許可を受けた者は、紛失等した許可証等を発見したときは、すみやかに所長へ返納しなければならない。
- 7 所長は、第1項の事由の要因が回送運行の適正な実施が確保されていないことにあると判断した場合は、後日、第33条に基づく調査を行うこと。

(許可証の再交付等)

第29条 許可を受けた者は、許可証にかかる前条第2項の届出をしたときは、「回送運行許可証の再交付願い」（第25号様式）を提出することができる。

- 2 許可を受けた者は、番号標にかかる前条第2項の届出をしたときは、届出にかかる許可証を添付の上（紛失等の場合を除く）、「回送運行許可番号標の貸与申請書」（第19号様式の2）を提出することができる。ただし、許可を受けた者に非がないと認められる経年劣化等のき損の場合にあつては、「回送運行許可番号標のき損による再貸与願い」（第25号様式の2）を提出することができる。
- 3 第16条から第21条の規定は、第1項及び第2項の申請について準用する。この場合、申請書及び許可証の余白に「再交付」の旨を付記する。

第五章 回送運行許可番号標の後面表示省略

(回送運行許可番号標の後面表示省略に必要な要件)

第30条 回送運行許可番号標の後面表示省略を認める要件は以下のとおりとする。

- (1) 同一経路において、自動車の回送運行を反復・継続して行うこと。
- (2) 工場、メーカー保管ヤード、船積み港、船揚げ港、積載車荷扱い場、販売会社保管ヤード、納整センター、架装工場保管ヤード、架装工場の2施設間において、回送運行を行う者が事前に特定した経路を運行するものであること。

(施設の定義)

第31条 前条(2)における施設に係る定義はそれぞれ以下のとおりとする。

- (1) 工場：自動車製作者が自動車を生産する場所
- (2) メーカー保管ヤード：工場で完成した自動車のうち販売会社に輸送する前の自動車をメーカーで保管しておく場所
- (3) 船積み港：他の港に海運するために自動車を船に積み込む場所
- (4) 船揚げ港：他の港から海運された自動車を船から降ろす場所
- (5) 積載車荷扱い場：積載車が自動車の積み降ろしをする場所
- (6) 販売会社保管ヤード：自動車を販売会社で保管しておく場所流通の中間工程として販売会社が自動車を一時的に集約して留めおくことを主たる目的とした場所
- (7) 納整センター：納車整備やオプション品の取付けを行う場所
- (8) 架装工場保管ヤード：自動車を架装工場で保管しておく場所
- (9) 架装工場：自動車に荷台等の架装物を取り付ける場所

(回送運行許可番号標の後面表示省略の届出)

第32条 規則第26条の5の規定に基づき表示する回送運行許可番号標について、後面表示省略を行う場合は、前条に記載の施設のうち回送運行を行う2施設間を結ぶ経路を特定の上、営業所の名称、住所並びに起終点となる2施設それぞれの名称、住所、種別(第30条(2)に規定する施設の種別。以下同じ。)及び2施設間の回送運行取扱い実績(過去1年間の取扱い台数)又は2施設間の回送運行取扱い見込み(向こう3ヶ月間の取扱い見込み台数)を記載した後面表示省略届出書(第32号様式)を主たる営業所の所在地を管轄する所長へ提出すること。なお、回送運行許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、第36条の届出があったものと見なす。

(後面表示省略届出書に添付する書類)

第33条 前条の届出書には、回送運行許可番号標の後面表示省略を行う2施設間を運行

する経路を明示した地図及び種別が判別可能な資料を添付するものとする。

(回送運行許可番号標の後面表示省略を行う際の代替措置)

第34条 回送運行許可番号標の後面表示の省略を行う際には、以下の場合ごとに代替措置を講じさせるものとする。

(1) 回送経路が公道横断のみの場合

- ・回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車（法第4条の登録を受けた自動車）が随走し、足車の後面に、前方に後面の回送運行許可番号標がない自動車が走行している旨等、周辺に走行環境を知らせる表示をする
- ・回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する（横断時、公道の一般車両を一時止める等）

(2) 回送経路が公道横断以外（公道を走行する）の場合

- ・回送自動車の後面に「回送運行を行う者を特定するための表示」を取り付ける

(回送運行を行う者を特定するための表示)

第35条 前条(2)の「回送運行を行う者を特定するための表示」は、許可を受けた者の氏名又は名称を縦10cm横20cm内に表示をさせる。表示に使用する器材の材質や表示位置、表示方法については、回送運行を行う者の任意とするが、回送自動車の後方から表示内容の識別が可能となるように表示すること。

(回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる際の廃止届出)

第36条 回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる場合は、回送運行許可番号標の後面表示を省略して回送自動車の運行を行っている起終点となる2施設それぞれの名称、住所及び種別を記載した後面表示省略廃止届出書（第33号様式）を主たる営業所の所在地を管轄する所長へ提出すること。

第六章 届出その他

(届出)

第37条 許可を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく「回送運行許可に関する届出書」（第26号様式）（以下「届出書」という。）正本1通を、主たる営業所を管轄する所長に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき
- (2) 営業所の名称又は、所在地を変更したとき
- (3) 管理責任者を変更したとき
- (4) 社内取扱内規（管理責任者等の変更を除く。）を変更したとき（新のみ添付）
- (5) 業を廃止したとき
- (6) 営業所を新設又は廃止したとき

(7) 法人を合併したとき

(8) 第22条第2項に基づく許可等の返納が生じたとき

2 前項の届出のうち、次の届出にあってはその事実を証する書面を添付しなければならない。

(1) 前項第1号にあって、法人の場合は商業登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書（個人にあっては、住民票の写し（個人番号の記載がないもの）

(2) 前項第4号にあっては、変更後の社内取扱内規。

(3) 前項第7号にあっては、商業登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書。

3 第1項第2号の事由において、主たる営業所の所在地を他の所長の管轄へ移したものは、従前の主たる営業所を管轄する所長に提出するものとする。この場合、届出書を受理した所長は、届出書及び許可台帳の写しを変更後の所長に送付する。

(帳簿等の保存期間)

第38条 許可を受けた者は、この要領により設けた帳簿等は、当該許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後、6カ月保存しなければならない。

2 引き続き許可を受けた者にあっては、番号標台帳及び最新の社内取扱内規は、事業を廃止するまで継続して使用しなければならない。

(台帳等)

第39条 所長は、第10条、第18条、第22条、第28条から第30条及び第33条の規定に基づく処理を行った場合は、許可台帳、「回送運行許可番号標保有台帳」（第27号様式）に所定の事項を記録する。

(指導、監督)

第40条 局長及び所長は、管内の営業所について、5年に1回以上、回送運行の使用状況を「回送運行許可調査票」（第29号様式）に基づき調査を実施し、必要に応じて許可を受けた者を指導する。

また、併せて番号標の検認を行い、その結果を「回送運行許可番号標検認表」（第30号様式）へ記録するとともに、第29条第2項のただし書に該当するものがあれば回送運行許可番号標のき損による再貸与願いを提出するように許可を受けた者を指導する。

(行政処分等)

第41条 法第36条の2の規定に基づく許可の取消し等行政処分等を行う際の基準及び貸与を行わない期間については、平成24年12月26日付け公示第65号「回送運行許

可を受けた者に対する行政処分等基準の制定について」に定めるところによる。

(報告)

第42条 許可を受けた事業者は、回送運行に関する業務について、回送運行許可実績等報告書（21号様式の2）により営業所ごとの前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。

- 2 所長は毎年3月末における番号標の貸与及び保有の状況を翌月15日までに書面（第31号様式）により局長に報告する。

附 則（平成18年3月1日府運車安第132号）

1. この要領は、平成18年4月1日から実施する。
2. この要領の施行の際、現に改正前の第2条及び第3条で申請したものについては、この要領で申請したものとみなす。
3. 「自動車の回送運行許可等事務取扱要領」（昭和58年3月7日付け運陸二第82号）は、廃止する。ただし、この要領の施行前にした回送運行の許可について、同許可に係る変更届等は、この要領の施行後初めて許可を受けるまでの間において、この要領の規定にかかわらず、従前の例によることができる。

附 則（平成19年8月29日府運車安第531号）

1. この要領は、平成19年9月1日から実施する。
2. この要領の施行の際、現に改正前の第2条及び第3条で申請したものについては、この要領で申請したものとみなす。
3. この要領の施行前にした回送運行の許可について、同許可に係る変更届等は、この要領の施行後初めて許可を受けるまでの間において、この要領の規定にかかわらず、従前の例によることができる。

附 則（平成27年3月27日府運車安第112号）

この要領は、平成27年3月30日から実施する。

附 則（平成28年4月1日府運車安第117号）

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成28年6月1日府運車安第189号）

1. この要領は、平成28年6月1日から実施する。
2. 自動車の分解整備を業とする者にあつて施行日から平成29年11月30日までに許

可を受けようとするものについては、第4条（5）ハの規定並びに別表1の許可の基準及び別表2の許可証の交付等の枚（組）数のうち、車検のために自ら分解整備した自動車の台数に係る基準は適用しない。施行日以降に許可を受けた者が、施行日から平成29年1月30日までに第10条の規定による回送の目的（第9条（4）に規定する目的に限る。）を追加しようとする場合も、同様とする。

3. 前項の規定により受ける許可又は追加される目的の期限を平成29年1月30日とする条件を付すこととする。

附 則（平成29年11月1日府運車安第450号）

1. この要領は、平成29年11月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
2. 自動車の分解整備を業とする者であって、平成28年6月1日から実施日までの間に許可を受けた者が平成29年11月30日までの間に引き続き許可を受けようとする場合については、第3条第3項の規定を適用せず、第4条（1）、（2）及び（3）並びに（4）ニ又は（5）ハの書面を省略することが出来る。
3. 製作、陸送及び販売を業とする者であって、平成28年6月1日から実施日までの間に第10条の規定による回送の目的（第9条（4）に規定する目的に限る。）を追加した者が平成29年11月30日までの間に引き続き第10条の規定による回送の目的（第9条（4）に規定する目的に限る。）の追加を受けようとする場合については、第10条第2項の第8号様式の2又は第12号様式の2の書面を省略することが出来る。
4. 附則第2項の規定により第4条（4）ニ又は（5）ハの書面を省略して許可を受けた者が、第16条第1項の規定による許可証の交付等を受けようとする場合については、同条第2項の第8号様式の2又は第12号様式の2の添付を省略することが出来る。

附 則（令和2年12月24日府運車安第646号）

本改正規定は、押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令の施行日（令和三年一月一日）から施行する。

附 則（令和4年3月31日府運車安第203号）

1. この要領は、令和4年3月31日から実施する。
2. 本要領の施行日前にした分解整備を業とする者の許可又は第4条の2の規定による回送の目的の追加は、本通達の規定に基づいてした特定整備を業とする者の許可又は第4条の2の規定による回送の目的の追加とみなす。その許可又は回送の目的の追加の申請についても、同様とする。
3. 国土交通省関係総合特別区域法第53条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・国土交通省令第6号）に規定する回送運行効率化事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けて

おり、現に効力を有するとは、令和5年3月31日までは、当該計画の計画区域内において当該計画に定める代替措置を講じることで、後面の回送運行許可番号標を省略することができる。

別表 1

回送運行許可基準

| | 車 両 数 等 |
|---------|--|
| 製作者 | 1ヶ月の平均製作車両数 7両以上 |
| 販売業者 | 1ヶ月の平均販売車両数 7両以上 |
| 陸送業者 | <p>1. 回送委託契約が6ヶ月以上継続すると認められるもので、直接回送運行業務に従事する運転者 5名以上</p> <p>2. 申請人の主業が自動車の防錆、電装、板金、塗装又は整備の業とする者にあつて陸送業も行うものは、上記1の基準の他、次の車両数</p> <p>(1) 新たに陸送業を行うものにあつては、 向こう1年間の月平均運行予定車両数……20両以上</p> <p>(2) 既に製作又は販売を業とするものとして回送運行の許可された者にあつては、 最近6ヶ月間の月平均運行予定車両数……20両以上</p> <p>(3) 更新時にあつては、最近6ヶ月間の月 平均運行車両数……10両以上</p> |
| 特定整備事業者 | 許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績台数（更新時にあつては回送運行許可に基づく運行実績台数） ……7台以上 |

別表 2

許可番号標の貸与基準

| | 車 両 数 等 | |
|---------|--|---------------------------------|
| 製作者 | 1ヶ月の平均製作車両数 10両まで 10両を超えるときは10両増すごとに | 貸与組数 2組(枚) 1組(枚) |
| 販売業者 | 1ヶ月の平均販売車両数 20両までは5両ごとに 20両を超え50両までは10両増すごとに 50両を超えるときは15両増すごとに | 貸与組数 1組(枚) 1組(枚) 1組(枚) |
| 陸送業者 | 常時雇用契約のある従業員であって、 直接回送運行に従事する運転手1名に対し | 貸与組数 1組(枚) |
| 特定整備事業者 | <p>営業所毎に車検のために自ら特定整備した自動車の台数が交付(貸与)申請を行った日の直前6ヶ月において月平均20台以上であり、かつ、交付(貸与)申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績が7台以上(更新時にあつては交付(許可)申請を行った日の直前1年間の回送運行許可に基づく運行実績が7台以上)である場合</p> <p style="text-align: right;">1組(枚)</p> | |

(注) 製作者及び販売業者における輸入車については、1両を2両として計算するものとする。